

能代山本広域市町村圏組合議会会議録

令和7年12月24日臨時会

能代山本広域市町村圏組合議会

能代山本広域市町村圏組合議会会議録（臨時会）

令和7年12月24日（水曜日）午後2時00分

出席議員（16名）

1番	今野孝嶺	2番	堺谷直樹
3番	加藤徳良	4番	安井和則
5番	渡邊正人	6番	針金勝彦
7番	畠貞一郎	8番	須藤正人
9番	皆川鉄也	10番	平賀真
11番	大高翔	12番	武田正廣
13番	荒谷要伸	14番	土佐正寛
15番	芦崎達美	16番	加藤彦次郎

欠席議員（なし）

地方自治法第121条による説明のための出席者

理事会代表理事	齊藤滋宣
理事会代表理事 職務代理者	佐々木文明
理事	田川政幸
理事	堀内満也

職務のために議場に出席した職員職氏名

事務局 長	佐藤清吾
事務局 主幹	幸坂晴二
事務局 次長	田口俊成
総務企画課 参事	荒川幸代
環境衛生課 長	兜森嘉治隆
総務企画課 長補佐	坂田亮
環境衛生課 長補佐	長門研英
消防本部 消防長	泉政樹
消防本部 消防次長	伊藤均
消防本部 総務課長	杉谷和彦
二ツ井消防署 長	小山内寿
三種消防署 長	加勇田清武
八峰消防署 長	今井正

議事日程第5号

令和7年12月24日（水曜日） 午後2時 開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第23号 能代山本広域市町村圏組合職員等の旅費に関する条例の一部改正について

日程第5 議案第24号 一般職の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

日程第6 議案第25号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

日程第7 議案第26号 能代山本広域市町村圏組合火災予防条例の一部改正について

日程第8 議案第27号 令和7年度能代山本広域市町村圏組合一般会計補正予算（第4号）

日程第9 議案第28号 令和7年度能代山本広域市町村圏組合特別養護老人ホーム運営事業特別会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した事件

議事日程第5号のとおり

午後 2 時 0 0 分 開会

◎議長（安井和則君） ただいまより能代山本広域市町村圏組合議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の出席議員は16名であります。

本日の議事日程は、日程表第5号のとおり定めました。

日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（安井和則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第48条の規定により、13番荒谷要伸さん、14番土佐正寛さんを指名いたします。

日程第2 会期の決定

◎議長（安井和則君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（安井和則君） 御異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

◎議長（安井和則君） 日程第3、諸般の報告はお手元に配付したとおりであります。

この際、理事会代表理事より発言を求められております。よって発言を許します。理事会代表理事。

（代表理事 齊藤滋宣君 登壇）

◎代表理事（齊藤滋宣君） 能代山本広域市町村圏組合議会臨時会の開会に当たり、提出議案の説明に先立ち、その後の事務事業の状況等について御報告いたします。

初めに、一般廃棄物処理施設整備事業についてであります。11月末日現在の進捗率は95.9%で、工事は終盤を迎えております。12月3日に建設JV主催による火入れ式が開催され、順次、組合構成市町が収集したごみを受け入れながら試運転を行っております。引き続き建設JVと連携し、事故防止に努めてまいります。

次に、同施設運営事業についてであります。委託先のあきた白神環境テクノロジー株式会社から、令和8年度委託料改定の申出がありました。年度ごとの委託料につきましては、契約約款において、日銀国内企業物価指数や厚生労働省賃金指数等を用いた算出方法により、物価変動に応じた改定を行うことと規定されておりますので、これに基づき、8年度の委託料を算定してまいりたいと考えております。

次に、南部清掃工場及び北部粗大ごみ処理工場でのごみの受入れについてであります。新施設の稼働準備のため、3月28日をもって一般の方からの受入れを終え、

年度内に設備を停止したいと考えております。地域住民の皆様が混乱することのないよう、組合構成市町からも御協力いただきながら周知してまいります。

次に、能代山本スポーツリゾートセンターアリナスのランニングコースについてであります。昨今の熊の出没状況を鑑み、冬期間、安全に健康づくりをしていただけるよう、12月1日から来年3月31日まで無料開放を行っており、多くの皆様に御利用いただいております。無料開放期間終了後もアリナスを御利用いただけるよう、引き続き健康づくり事業の推進に努めてまいります。

次に、本年1月から11月末日までの当圏域における火災発生件数及び救急出場件数について申し上げます。火災発生件数は17件で前年と同数となっており、市町別では能代市12件、藤里町1件、三種町3件、八峰町1件となっております。火災種別では、建物火災が9件、車両火災が5件、その他火災が3件となっております。救急出場件数は3,295件で、前年と比較して3件の減となっており、市町別では能代市2,278件、藤里町119件、三種町667件、八峰町231件となっております。事故種別では、急病が2,339件で最も多く、次いで一般負傷が421件となっております。

次に、本日提案しております議案の概要について御説明いたします。

議案第23号、能代山本広域市町村圏組合職員等の旅費に関する条例の一部改正については、国家公務員等の旅費に関する法律等の一部改正に伴い、組合が支給する旅費について、種目や支給内容、支給方法等の見直しをしようとするものであります。

議案第24号、一般職の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正については、職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合、通勤手当の額並びに給料月額等を改定しようとするものであります。

議案第25号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、救急救命処置手当、災害出場手当等を創設しようとするものであります。

議案第26号、能代山本広域市町村圏組合火災予防条例の一部改正については、林野火災予防の実効性を高めるため、林野火災注意報の発令及び林野火災警報の発令中における火の使用の制限に関する規定を整備しようとするものであります。

議案第27号は、令和7年度一般会計補正予算案で、歳入歳出それぞれ871万5000円を減額し、補正後の総額を118億9731万6000円とするものであります。

歳入は、歳出の減額による負担金の減額と、新たな一般廃棄物処理施設の試運転に伴う自家用発電売電料金の計上で、歳出は、給与改定及び職員の異動等に伴う人件費の整理、南部清掃工場ごみピット内清掃業務委託料の計上、燃料費、光熱水費の追加のほか、予備費の減額等であります。

議案第28号は、令和7年度特別養護老人ホーム運営事業特別会計補正予算案で、予算総額に増減はありませんが、歳出において、給与改定及び職員の異動等に伴う人件費の整理、燃料費の追加のほか、予備費の減額を行おうとするものであります。

以上、よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（安井和則君） この際、暫時休憩いたします。

午後2時08分 休憩

午後2時09分 再開

◎議長（安井和則君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4 議案第23号能代山本広域市町村圏組合職員等の旅費に関する
条例の一部改正について

◎議長（安井和則君） 日程第4、議案第23号能代山本広域市町村圏組合職員等の旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。当局の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 佐藤清吾君 登壇）

◎事務局長（佐藤清吾君） 議案第23号能代山本広域市町村圏組合職員等の旅費に関する条例の一部改正について御説明いたします。本案は、国家公務員等の旅費に関する法律等の一部改正に伴い、組合が支給する旅費について、種目や支給内容、支給方法等の見直しをしようとするものであります。改正内容は各市町で行われた条例改正と同様ですので、簡潔に御説明いたします。

まず目次及び章名を追加しております。

第2条はこの条例における用語の定義に関する規定で、条文の整理等のほか、新たに加える第5号は旅行者等であって、組合と旅行役務提供契約を締結したものを旅行役務提供者と定義するものであります。

第3条は旅費の支給に関する規定で、条文の整理等のほか、新たに加える第7項は旅行役務提供者に対して旅費に相当する金額を支払うことができるよう定めるものであります。

第4条から第7条の2までは旅費の計算に関する通則的規定等ではありますが、条文の整理により、第4条を旅費の計算に関する規定に改め、基本的に、最も経済的かつ合理的な通常の間路及び方法により旅行した場合によって計算するものとし、第5条から第7条の2までを削除するものであります。

第7条の3は旅費の請求手続に関する規定で、同条第1項の改正は旅行役務提供者が旅費の請求をできるように改めるもの、同条第2項の改正は条文の整理、同条第5項の改正は請求書に記載する事項等は規則で定めることとし、同条を第5条としております。

第15条は委任に関する規定で、この条例の規定による旅費の支給手続その他この条例の実施のため必要な事項は規則で定めることとし、同条を第24条としております。

新たに加える第23条は旅費の返納に関する規定で、旅行者等がこの条例等の規定に違反して旅費の支給を受けた場合の旅費の返納等について定めるものであります。

第13条は旅費の調整に関する規定で、条文を整理した上で、同条を第21条とするもの、第12条の8は遺族の旅費に関する規定で、条文を整理した上で、同条を第18条としております。

新たに加える第19条は証人等の旅費に関する規定、新たに加える第20条は旅費の支給額の上限に関する規定で、鉄道賃等の旅費の支給額は、本条例の各条項により最も経済的な通常の間路及び方法により旅行した場合によって計算された額と現に

支払った額とを比較し、いずれか少ない額の合計額とし、宿泊費等の旅費の支給額は、本条例の各条項により計算した額と現に支払った額とを比較し、いずれか少ない額の合計額とするよう定めるものであります。

第12条の7は退職者等の旅費に関する規定で、条文を整理した上で、同条を第17条としております。

第2章旅費の種目及び内容であります。改正後の第6条は旅費の種目及び内容に関する規定、改正後の第7条は鉄道賃に関する規定、改正後の第8条は船賃に関する規定、改正後の第9条は航空賃に関する規定を、それぞれ定めております。

改正後の第10条はその他の交通費に関する規定で、距離当たりの定額支給から、鉄道、船舶及び航空機以外のバスやタクシー、レンタカー等を利用する移動に係る費用の実費支給に改めるものであります。

改正後の第11条は宿泊費に関する規定で、宿泊費は旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は地域の実情及び旅行者の職務を勘案して規則で定める額とするものであります。

改正後の第12条は包括宿泊費に関する規定で、移動と宿泊が一体となった、いわゆるパック旅行に要する費用について旅費種目を新設するもので、その額を交通費の額及び宿泊費基準額の合計額とするものであります。

改正後の第13条は宿泊手当に関する規定で、宿泊を伴う旅行に必要な、夕朝食代の掛かり増し分を含む諸雑費に充てるための費用とし、規則で定める1夜当たりの定額とするものであります。

改正後の第14条は転居費に関する規定で、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とするものであります。

改正後の第15条は着後滞在費に関する規定で、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用として、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とするものであります。

改正後の第16条は家族移転費に関する規定で、家族一人ごとに職員がその移転をするものとして算定した旅費の合計額に相当する額とするものであります。

第3章雑則の別表第1及び別表第2は、これまで旅費の額を定めていた別表で、削除するものであります。

附則第1項の規定により、この条例は、令和8年4月1日から施行することとしております。附則第2項から第5項までの規定は、旅行命令等、旅費の支給及び旅費の返納について、それぞれ経過措置を定めております。以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

◎議長（安井和則君） 質疑を行います。7番 畠 貞一郎さん。

◎7番（畠 貞一郎君） 1点だけお伺いします。ここにまずいろいろ書いていますけれども、旅行という言葉を使っているのですけれども、旅行の定義というものはどのように考えているのでしょうか。一般の方々から見ると、職員の方々が旅行に行くというと、あまりそぐわないような言葉の使い方になるのではないかなと思うのですけれども、その辺はいかがお考えでしょうか、お伺いいたします。

◎議長（安井和則君） 事務局長。

(事務局長 佐藤清吾君 登壇)

◎事務局長(佐藤清吾君) お答えいたします。旅行というのは在勤地を離れて出張先へ行くことを旅行と称しております。以上です。

◎議長(安井和則君) 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(安井和則君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(安井和則君) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(安井和則君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決しました。

日程第5 議案第24号一般職の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

◎議長(安井和則君) 日程第5、議案第24号一般職の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。当局の説明を求めます。事務局長。

(事務局長 佐藤清吾君 登壇)

◎事務局長(佐藤清吾君) 議案第24号一般職の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について御説明いたします。本案は、職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合、通勤手当の額並びに給料月額等を改定しようとするものであります。

第1条は一般職の職員の給与に関する条例の一部改正であります。

同条例の第8条は通勤手当に関する規定で、自動車等の利用に係る通勤手当の支給月額を、距離に応じて200円から最大7,100円引き上げるものであります。

同条例の第17条は宿日直手当に関する規定で、勤務1回当たりの宿日直手当の限度額を4,400円から4,700円に引き上げるものであります。

同条例の第19条は期末手当に関する規定で、同条第2項の改正は、職員の期末手当の支給割合を100分の125から100分の127.5に、同条第3項の改正は、再任用職員の期末手当の支給割合を100分の70から100分の72.5に、それぞれ引き上げるものであります。

同条例第20条は勤勉手当に関する規定で、同条第2項第1号の改正は職員の勤勉手当の支給割合を100分の105から100分の107.5に、同項第2号の改正は再任用職員の勤勉手当の支給割合を100分の50から100分の52.5にそれぞれ引き上げるものであります。

別表第1の改正は、若年層に重点を置きつつ、全職員の給料表の水準を平均3.07%引き上げるものであります。

この改正規定の施行は附則第1項の規定により、公布の日からとなりますが、附

則第2項の規定により、通勤手当、宿日直手当及び給料月額の上上げは令和7年4月1日から、期末手当及び勤勉手当の支給割合の上上げは、令和7年12月1日から適用することとしております。

次に、第2条の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正は、令和8年度から適用となる改正であります。

同条例第8条は、通勤手当に関する規定で、同条第2項第2号に、新たな距離区分と通勤手当支給額を定めるもので、新たに加える同条第4項は5,000円を上限とする駐車場等に関する通勤手当の新設であります。

同条例の第19条は期末手当に関する規定で、同条第2項の改正は職員の期末手当の支給割合を100分の127.5から100分の126.25に、同条第3項の改正は再任用職員の期末手当の支給割合を100分の72.5から100分の71.25にそれぞれ改めるものであります。

同条例の第20条は勤勉手当に関する規定で、同条第2項第1号の改正は職員の勤勉手当の支給割合を100分の107.5から100分の106.25に、同項第2号の改正は再任用職員の勤勉手当の支給割合を100分の52.5から100分の51.25にそれぞれ改めるものであります。

別表第1の改正は任期付職員の給料月額を、職員の1号給を基本として改めるもので、1級については、高校卒と大学卒の初任給基準に合わせて見直しするものであります。

この改正規定の施行は、附則第1項ただし書きの規定により、令和8年4月1日から施行することとしております。

第3条は一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正であります。

同条例の第8条は特定任期付職員に係る給与条例の適用除外等に関する規定で、同条第2項の改正は特定任期付職員の期末手当の支給割合を100分の95から100分の97.5に、勤勉手当の支給割合を100分の87.5から100分の90にそれぞれ引き上げるものであります。

別表の改正は特定任期付職員給料表に定める給料月額の水準を職員同様に、引き上げるものであります。

この改正規定の施行は附則第1項の規定により、公布の日からとなりますが、附則第2項の規定により、給料月額の上上げは令和7年4月1日から、期末手当の支給割合の上上げは、令和7年12月期の期末手当から適用することとしております。

第4条の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正は、特定任期付職員の令和8年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ各期均等に整理するものであります。

この改正規定の施行は附則第1項ただし書きの規定により、令和8年4月1日から施行することとしております。以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

◎議長（安井和則君） 質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（安井和則君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(安井和則君) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(安井和則君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決しました。

日程第6 議案第25号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

◎議長(安井和則君) 日程第6、議案第25号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。当局の説明を求めます。消防長。

(消防長 泉 政樹君 登壇)

◎消防長(泉 政樹君) 議案第25号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について御説明いたします。本案は、救急救命処置手当、災害出場手当等を創設しようとするものであります。それでは改正内容について御説明いたします。

別表は特殊勤務手当の支給を受ける職員の範囲、支給の基準及び額等に関する規定であります。救急業務に従事する職員に対し支給する救急出場手当の額を、出場1回につき400円以内、災害出場において消防車両の運転業務に従事する職員に対し支給する手当の額、出場1回につき300円以内から、救急救命処置を行う救急救命士に対し、出場1回につき1,400円以内、災害出場において機関員業務に従事する職員に対し、出場1回につき300円以内、災害出場において警防活動に従事する職員に対し、出場1回につき300円以内、地上2メートル以上の高所において警防活動に従事する職員に対し、出場1回につき300円以内に改め、火災調査業務に従事する職員に対し、1日当たり300円以内、違反処理業務に従事する職員に対し、1日当たり300円以内、緊急消防援助隊としての出動等において警防活動に従事する職員に対し、1日当たり2,160円以内を創設するものであります。

なお附則において、この条例は令和8年4月1日から施行することとしております。以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

◎議長(安井和則君) 質疑を行います。11番大高 翔さん。

◎11番(大高 翔君) 1点だけお聞かせください。特殊勤務手当ということで今回いろいろと項目増加、支給額のところでどれぐらいの金額増加するのかということをお教えいただければと。例えば昨年度以前の実績値というものがあると思いますので、そういうのをちょっと参考にしながらどれぐらいの規模感なのかということをお教えいただければと思います。

◎議長(安井和則君) 消防長。

(消防長 泉 政樹君 登壇)

◎消防長(泉 政樹君) ただ今の議員の御質問にお答えいたします。昨年1年間の実績で計算しますと、この手当を増額した場合59万円程度の増額を見込んでおります。以上でございます。

◎議長(安井和則君) 他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（安井和則君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（安井和則君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（安井和則君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決しました。

日程第7 議案第26号能代山本広域市町村圏組合火災予防条例の一部改正について

◎議長（安井和則君） 日程第7、議案第26号能代山本広域市町村圏組合火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。当局の説明を求めます。消防長。

（消防長 泉 政樹君 登壇）

◎消防長（泉 政樹君） 議案第26号能代山本広域市町村圏組合火災予防条例の一部改正について御説明いたします。本案は、林野火災予防の実効性を高めるため、林野火災注意報の発令及び林野火災警報の発令中における火の使用の制限に関する規定を整備しようとするものであります。それでは改正内容について御説明いたします。

第29条は火災に関する警報の発令中における火の使用の制限について定めておりますが、火災に関する警報は、消防法第22条第3項に規定するものであることを明確にするとともに、火災に関する警報の発令中における屋内での裸火の使用に係る制限について、近年の住宅等における火を使用する設備、器具の、従前からの変化等を踏まえ、規定から削除したものであります。

第29条の8は林野火災に関する注意報について定めておりますが、気象の状況が山林、原野等における火災の予防上注意を要すると認めるときは、理事会は、林野火災に関する注意報を発令することができ、また、火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる、としたものであります。

第29条の9は林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の、令中における火の使用の制限について定めておりますが、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、理事会は、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる、としたものであります。

なお、附則においてこの条例は令和8年3月1日から施行することとしております。以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

◎議長（安井和則君） 質疑を行います。7番 島 貞一郎さん。

◎7番（島 貞一郎君） 1点だけお伺いします。この改正したものにおいて一番目につくのが、代表理事を理事会に変えたこと。これはどういう理由なのかだけお知らせ願いたいと思います。

◎議長（安井和則君） 消防長。

（消防長 泉 政樹君 登壇）

◎消防長（泉 政樹君） ただ今の畠議員の御質問にお答えいたします。消防法の中にあります火災警報の発令は市町村長となっておりますので、今回能代山本広域でやっておりますので、代表理事ではなく理事会ということにしたものであります。以上でございます。

◎議長（安井和則君） 7番畠 貞一郎さん。

◎7番（畠 貞一郎君） 能代山本全部を指して理事会という部分だったと思うのですが、解釈の仕方によっては理事会を代表するのが代表理事でございますので、理事会自体は能代山本全部の市町村長が入っている部分でございますので、それを代表する代表理事で私はいいのではないかと、解釈の仕方から言ったらですね。その辺はいかがなのでしょうか。

◎議長（安井和則君） 消防長。

（消防長 泉 政樹君 登壇）

◎消防長（泉 政樹君） ただ今の御質問にお答えいたします。気象注意報にしる警報にしる発令する場合がありますけれども、各市町村長のほうに確認してからお聞きしてから発しますので、ここは理事会のほうがよくないかということで、このように決めたところでございます。以上でございます。

◎議長（安井和則君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（安井和則君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（安井和則君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（安井和則君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決しました。

日程第8 議案第27号令和7年度能代山本広域市町村圏組合一般会計補正予算（第4号）

◎議長（安井和則君） 日程第8、議案第27号令和7年度能代山本広域市町村圏組合一般会計補正予算第4号を議題といたします。当局の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 佐藤清吾君 登壇）

◎事務局長（佐藤清吾君） 議案第27号令和7年度能代山本広域市町村圏組合一般会計補正予算第4号について御説明いたします。条文の第1条において、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ871万5000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ118億9731万6000円と定めております。予算の内訳は事項別明細書で御説明いたします。

歳入であります、1款分担金及び負担金1項負担金は1321万5000円の減額で、

その内訳は、2目民生費負担金49万5000円、3目衛生費負担金536万3000円、4目消防費負担金231万円、5目教育費負担金504万7000円のそれぞれ減であります。

6款諸収入3項雑入は450万円の追加で、一般廃棄物処理施設の試運転に伴う自家発電売電料金であります。

歳出であります。2款総務費1項総務管理費は130万3000円の追加で、職員人件費の整理であります。

3款民生費1項社会福祉費は316万6000円の追加で、1目高齢者交流センター運営費247万8000円の追加は、職員人件費の整理と、石油燃料の単価増、電気使用量の増による需用費の増等。2目介護認定審査会運営費68万8000円の追加は、職員人件費の整理です。

4款衛生費2項清掃費は620万1000円の追加で、1目衛生総務費137万7000円の追加は、職員人件費の整理、2目南部清掃工場運営費409万9000円の追加は、職員人件費等の整理と、ごみピット内清掃業務委託料の計上、3目北部粗大ごみ処理工場運営費2万2000円の減額は、職員人件費の整理、5目一般廃棄物処理施設整備事業費74万7000円の追加は、職員人件費の整理と、試運転での売電に伴う発電側託送供給料負担金です。

5款消防費1項消防費は4095万2000円の追加で、1目本部費155万5000円の減額は、職員人件費の整理と医薬材料費の追加、2目署費4250万7000円の追加は、職員人件費の整理です。

6款教育費1項社会教育費は119万3000円の追加で、広域交流センターの職員人件費等の整理、2項保健体育費は40万3000円の減額で、スポーツリゾートセンターの職員人件費の整理です。

7款予備費1項予備費は6112万7000円の減額です。以上、御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

◎議長（安井和則君） 質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（安井和則君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（安井和則君） 討論なしと認めます。

この際、採決の前に申し上げます。本案は、組合格約第7条の2に規定する粗大ごみ処理施設に係る3市町から選出されている議員の出席者の過半数の賛成を含む出席議員の過半数で決する特別議決事件であります。

これより採決いたします。本案は原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（安井和則君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決しました。

日程第9 議案第28号令和7年度能代山本広域市町村圏組合特別養護老人ホーム運営事業特別会計補正予算（第2号）

◎議長（安井和則君） 日程第9、議案第28号令和7年度能代山本広域市町村圏組合

特別養護老人ホーム運営事業特別会計補正予算第2号を議題といたします。当局の説明を求めます。事務局長。

(事務局長 佐藤清吾君 登壇)

◎事務局長(佐藤清吾君) 議案第28号令和7年度能代山本広域市町村圏組合特別養護老人ホーム運営事業特別会計補正予算第2号について御説明いたします。条文の第1条において、歳出予算の補正について定めております。今回は歳入予算の補正はなく、予算総額の増減はありません。予算の内訳は事項別明細書で御説明いたします。

歳出であります。1款民生費1項社会福祉費は519万円の追加で、職員人件費の整理と、石油燃料の単価増による需用費の増です。

4款予備費1項予備費は519万円の減額です。以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

◎議長(安井和則君) 質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(安井和則君) 質疑なしと認めます。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(安井和則君) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(安井和則君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決しました。

この際、暫時休憩いたします。

午後3時46分 休憩

午後3時47分 再開

◎議長(安井和則君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議長(安井和則君) 本臨時会は、提出議案の全部を議了いたしましたので、これをもって閉会いたします。

午後3時47分 閉会

令和7年12月24日

能代山本広域市町村圏組合議会

議 長 安 井 和 則

署 名 議 員 荒 谷 要 伸

署 名 議 員 土 佐 正 寛